

2025

安全報告書



箱根登山バス株式会社

日頃より箱根登山バスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

当社では「輸送の安全確保」を事業経営の最重要事項として掲げ、お客さまに安心してご利用いただけるよう、日々業務に取り組んでおります。

この報告書は、道路運送法第 29 条の 3、旅客自動車運送事業運輸規則第 47 条の 7 第 1 項および当社安全管理規程第 17 条の規定に基づいて、2024 年度の輸送の安全に関する情報を公表するものです。

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

箱根登山バスでは、輸送の安全を確保するため、以下のとおり社長および役員と全従業員が一丸となって運輸安全マネジメントに取り組んでおります。

《安全方針》

1. 安全第一

お客さまの安全を最優先に社員一丸となって安全の確保に努めます。

2. 法令の遵守

輸送の安全に関する法令および規則を遵守し忠実に職務を遂行します。

3. 確認の励行

職務遂行にあたり推測ではなく、常に状況を確認し、安全行動に努めます。

4. 情報の共有と開示

情報は漏れなく迅速かつ正確に伝え、全員で共有すると共に、積極的に公表します。

5. 変革に挑戦

常に安全確保に向けた問題意識を持ち、PDCA サイクルの実施により変革に挑戦します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 野村 尚廣

(1) 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。

(2) 当社は輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することで、絶えず輸送の安全の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

(1) 輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施します。

- ① 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令および安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- ② 輸送の安全に関する費用支出および投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報の伝達および共有をします。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育および研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施します。

(2) 輸送の安全に関する 2024 年度目標と実績・2025 年度目標

① 2024 年度目標・実績

区 分	目 標	実 績
重大事故	0 件	1 件（目標未達）※1
有責事故	対前年 20%削減 有責事故 24 件以下	目標達成 有責事故 16 件※2

※1 重大事故のうち、一般貸切旅客運送事業に係る事故はない。

※2 有責事故のうち、一般貸切旅客運送事業に係る事故は 2 件。

② 2025 年度目標

- ・ 重大事故 0 件
- ・ 有責事故件数 対前年 5 件削減（2024 年度有責事故 16 件を 11 件以下に抑える）

(3) 2024 年度安全重点施策の実施状況

① 飲酒運転の防止対策

- ・ 勤務前日の飲酒を禁止し、乗務前後の点呼時にはアルコール検査を実施しています。
- ・ 運転士への各種研修・教育時にアルコール問題をテーマとして取り上げ、飲酒運転防止インストラクターの資格を取得した運行管理者などによる飲酒運転の防止教育に取り組んでいます。なお、2024 年度は新規に飲酒運転防止インストラクター資格を 3 名が取得しています。

② 健康状態等に起因する事故の防止

- ・ 健康状態や身体機能の低下が原因となり、事故を惹起する恐れのある運転士について、定期健康診断とは別に、精密検査や産業医との面談を実施することで、事故の未然防止に取り組んでいます。
- ・ 運転中に発症した場合に重大な事故を引き起こす可能性が高い脳血管疾患や、睡眠障害に起因する事故を防止するため、運転士の脳MRI 検診および SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査を計画的に実施しています。

③ ヒヤリ・ハット情報の共有と活用について

営業所ごとの危険箇所情報やヒヤリ・ハット事例を収集・分析し、実際の映像や画像を活用しながら周知することで、危険に対する感性の向上とともに、潜在事故の可視化に

より事故防止を図っています。

④ 各月安全目標

営業所ごとに月々の安全目標を掲げ、従業員一丸となり事故防止に取り組んでいます。

4月	<ul style="list-style-type: none"> ・横断歩道の歩行者保護を徹底しよう ・新入学児童の動向注意 ・後退時の確実な安全確認 ・ヒヤリ・ハット情報の提供と共有 ・定期整備時の消耗品（ベルト、ラバーホース類）点検強化【整備】 ・燃料系統の点検及び故障対策の強化（ライン洗浄の実施）【整備】
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・発車時の注意喚起を確実にしよう ・狭隘箇所では努力視界を活用し先を見通した運転をする ・リアオーバーハング事故の防止 ・発車時間・経路・行先のアナウンス実施 ・オーバーヒート対策実施（カップリング点検強化、ラジエータ清掃）【整備】
6月	<ul style="list-style-type: none"> ・雨天時の注意喚起を積極的にしよう。 ・狭隘箇所では努力視界を活用し先を見通した運転をする ・左方安全不確認事故の撲滅。 ・車内転倒事故の防止 ・ベルト点検強化と調整ボルト、ナット類の締め付け確認徹底【整備】
7月	<ul style="list-style-type: none"> ・運転中は運転に集中！（不安全行動禁止） ・発車時の仕業表の再確認 ・後退時の安全確認 ・運転席を離れるときは、ミニ仕業表を携帯し、こまめに確認する。 ・クラッチ、マスター、ブースターのオイル漏れやクレビスピン、リターンスプリング摩耗の点検強化【整備】
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・狭隘箇所では左右の安全確認と徐行の実施 ・発車時、時間・経路・行先の放送を確実に実施 ・左方安全不確認事故の撲滅 ・「予測運転」を心掛ける ・仕業表の再確認の徹底 ・猛暑によるバッテリートラブルの防止【整備】
9月	<ul style="list-style-type: none"> ・早めのライトオン！ ・後退手順など決められたルールは守る ・輪留め取扱い手順の遵守 ・仕業表の確認 ミニ仕業表を常時携行・どこでも・いつでも確認 ・狭隘箇所では努力視界を活用し先を見通した運転をする ・整備時タイヤの残溝及び編摩耗の確認【整備】

10月	<ul style="list-style-type: none"> ・後退時は後ろを見よう ・バス停のお客さまを見落とさないで！ ・緊急車両接近時の事故防止 ・後退事故の撲滅 バックモニターの停止線目印を越えない ・定期整備時の暖房装置の点検と温水ホースの確実な点検【整備】 ・部品、工具等の安全確認後の取り外し【整備】
11月	<ul style="list-style-type: none"> ・早めのライト ON、ハイビームの活用 ・左への寄せ過ぎに注意 ・後退時、後方の安全確認 ・狭隘箇所では努力視界を活用し先を見通した運転をする ・定期整備時のエアータンク内の水抜き及びワイヤー類、ドレンコックの確認【整備】
12月	<ul style="list-style-type: none"> ・速度超過に注意！ ・左方安全不確認事故の撲滅 ・飲酒運転・アルコール数値検知事案の撲滅 ・作業標準の順守・再確認 ・定期整備時、燃料漏れ、オイル漏れの点検を確実な実施【整備】 ・定期整備時、エアータンクの腐食の点検の強化【整備】
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・速度超過注意 ・感染症から身を守ろう ・早めにチェーン着装の判断を下し、路面凍結に注意する ・経路間違い・仕業表の見間違いに注意 ・狭隘箇所では努力視界を活用し先を見通した運転をする ・タイヤ脱着作業管理表による点検確認【整備】
2月	<ul style="list-style-type: none"> ・積雪・凍結箇所運行時の事故防止 ・仕業表再確認の徹底 ・インフルエンザ感染対策の徹底 ・後退時は慎重に安全確認 ・定期整備時のパイプ類の腐食の確認【整備】 ・再度エアータンクの水抜きの実施【整備】
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・考えごとは事故のもと！ ・センターラインを出てしまう狭隘箇所ではカーブ手前で減速、対向を注視しながら進入すること。(狭隘箇所走行時の事故防止) ・ヒヤリ・ハット情報の提供と共有 ・発車時のオーバーハングには特に気をつけること ・ラバーホース(温水系も含む)の点検、強化【整備】 ・エアーススペンションの点検、特に上部接着面の点検【整備】

(営業所ごとに設定した月次目標の中から抜粋)

(4) 交通安全運動

年4回の交通安全運動期間中に下記の事項を実施し、経営トップのメッセージ伝達、重点施策についての指導、実施状況の把握などの取り組みを通じて、安全管理体制の維持・向上に努めました。

- ・ 春の全国交通安全運動（2024年4月6日～4月15日）
 - ・ 夏の交通事故防止運動と夏季輸送安全総点検（2024年7月10日～7月20日）
 - ・ 秋の全国交通安全運動（2024年9月21日～9月30日）
 - ・ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2024年12月10日～2025年1月10日）
- ① 社長、安全統括管理者による職場巡視
 - ② 本社管理部門・営業所管理職による早朝の点呼立会い
 - ③ 整備部門担当者による車両の日常点検の立会い
 - ④ 営業所管理職、運行管理者、本社管理部門による街頭指導
 - ⑤ 運行管理委員会の開催
 - ⑥ 地域の利用者に対する交通事故防止啓発活動への参加



職場巡視の様子（小田原営業所）



職場巡視の様子（小田原整備工場）

(5) 運輸安全マネジメント体制を維持するために必要な教育について

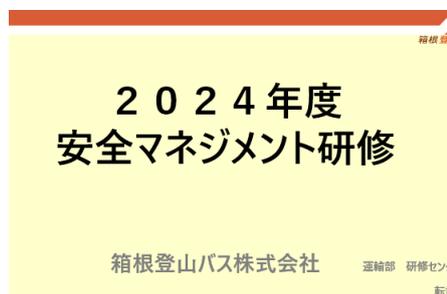
年間教育計画に基づき、以下の研修を実施しました。

① 安全運転研修・安全マネジメント研修

自社で作成した安全性向上に関する動画を、個人または少人数にて視聴するeラーニング形式の研修として、7月と2月の2回、全運転士に向けて実施しました。

7月の安全運転研修では、過去の重大事故の風化防止教育および実際に当社で発生した事故や、ヒヤリハット案件のドライブレコーダー映像を用いた危険の予測と回避訓練を実施しました。

また、2月の安全マネジメント研修では、危険予測訓練やコンプライアンス行動指針のほか、他社の事故事例や車両火災発生時の対応について、運転士だけでなく全従業員（パートや臨時従業員も含む）に実施しました。



② 月次教育

国土交通省が定めた「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」に基づき、営業所の運行管理者が輪番制で月々のテーマに即した教材を作成し、その教材を用いて各営業所の運転士に統一的な教育を実施しています。健康管理の重要性や運転士が遵守すべき基本的事項、繁忙期や積雪期、異常気象時における事故防止など、指針に沿った内容から多岐にわたり指導を行っています。

教育の後には定着度を図る試問や、前回の教育の復習試問を実施し、教育がその場限りの詰め込みにならないよう工夫しています。

③ 安全運転訓練車を活用した安全運転教育

大型車の運転未経験者の採用が増加傾向にあることを踏まえ、大型二種免許取得後の基礎的な運転技術の向上と安全運転意識の醸成を図るため導入された「安全運転訓練車」を活用し、運転士の運転技能向上を目的とした教育を実施しています。

この安全運転訓練車は安全に配慮しながら、効果的な研修を実施できるよう指導員用補助ブレーキや補助ミラー、3Dサラウンドマルチビューなどの安全装備を備え、車両全方位の安全確認が可能です。また、運転操作による燃料消費量の違いが可視化される電子流量計システムにより、アクセルの踏み加減などによる燃料消費量をリアルタイムで確認し、滑らかな発進・加速によるエコドライブの実践と共に、無駄な急加減速や急ブレーキを避けることで車内の揺れを緩和し、車内転倒事故防止につなげる安全教育に役立てています。



車両感覚を養う訓練



様々な装備を安全のための教育に使用

④ 年次教育

当社の安全性向上に資するための教育方針として、ここ数年は運転経験の浅い運転士に対する事故防止教育に重点を置いたことで、事故惹起率の抑制に一定の効果が出ている一方、中堅層以上の運転士による事故惹起率が高止まりであることを踏まえ、本社の教育専任教官によるスキルアップ訓練を実施しています。運転士不足の折、研修に割ける時間は限られていますので、軽微な自損事故などを



惹起した運転士に対しても必要に応じて再発防止策を踏まえた訓練を実施することで、大きな事故に繋がらないよう予防措置を講じております。

⑤ バスジャック訓練の実施

2025年2月14日、小田原警察署と合同でバスジャック訓練を実施しました。バスジャックに対応した社内マニュアルや発生から通報への流れを事前に確認し、当日は走行中の運転士の対応や連絡を受けた営業所からの110番通報、乗客の安全確保など実践的な総合訓練を実施しました。



⑥ 職種別研修

新たに任命された運行管理者について、職務における役割や責任、非常時対応など業務全般にわたる基礎知識について習得に努めました。また、基礎知識に加えて事故対応にも重点を置いて、実務での対応方法について研修を実施しました。



箱根湯本駅と箱根山内の宿泊施設を結ぶ手荷物配送業務（軽貨物輸送）に従事する箱根キャリーサービスの運転者についても、坂道の多い箱根山内や狭隘な道路に面した宿泊施設への運行が多いことから、安全運転教育を実施することによって、安全意識の醸成や技術の向上を図りました。



⑦ 貸切乗務員研修

当社では貸切バスに乗務する運転士に対して、運転操作や急制動訓練、事故などの

緊急時における対応訓練などを実施し、安全輸送の基本的事項について定期的な教育を実施しています。

当社の一般貸切用大型車両や、箱根の森小学校の貸切輸送用スクールバス車両には A S V (先進安全システム) が装備されており、ハード面からも安全対策を図っております。しかし、これらのシステムはあくまでも支援機能にすぎません。運転者自身の安全意識の醸成と技術力向上が、お客さまへの安全輸送の提供に直結するとの考えのもとに、必要な教育は確実に実施しております。



消火器訓練



緊急時の非常口を用いた脱出訓練

⑧ 外部機関での教育

小田原ドライビングスクールにて、指導する立場にある者やスキルアップを必要とする運転士を対象とした、指導力・運転技能の向上教育、事故惹起者に向けた再発防止教育、高齢運転士を対象とした安全教育など、目的を特化した教育を適宜実施することによって、全社的な安全運転技術の向上を推進しています。



2024年7月には「自動車安全運転センター 安全運転中央研修所(茨城県ひたちなか市)」で実施された安全運転研修に2名の運転士を派遣しました。2泊3日の研修では、安全運転の基礎と応用について学ぶなど、運転技術および安全意識の向上、次世代指導職の養成に向けたプログラムを履修しました。

⑨ 適性診断を活用した教育

独立行政法人自動車事故対策機構(NASVA)が提供する適性診断を受診させて、運転士個人が持つ運転特性を自覚させるとともに、診断結果をもとにした安全運転に対する教育を実施しています。

NASVAでは、この適性診断について概ね3年周期での受診を推奨していますが、当社では運転士の運転適性上の注意点などにつき、経年や加齢に伴う変化をより正確に

把握するため、独自に2年周期にて受診させています。

また、法令で3年以内の周期と定められている65歳以上の運転者に対する適性診断（適齢診断）についても、上記と同様の理由から2年周期で受診させるとともに、専門講師による診断結果に基づいたカウンセリングと実践的な実技講習をセットで受講させることで、運転者自身が加齢による身体能力の低下などにいち早く気づき、講師による助言を踏まえた安全性の高い運転に取り組めるようにしています。



⑩ 運行管理者基礎講習、一般講習の受講

法令に基づき運行管理者などの対象者を派遣し、最新の安全知識および関係法令の習得、また安全に対する意識を向上させています。

⑪ 添乗指導

本社管理部門および営業所管理職、運行管理者、指導主任運転士が営業運転中のバスに添乗し、教育・研修の内容が実践されているか確認したうえで、運転技能や接客についてフィードバックを行い、運転士一人一人のスキルアップと職場全体のレベルアップに取り組んでいます。

(6) 安全推進委員会等の開催

毎月、社長、安全統括管理者、取締役など経営陣をはじめ本社安全管理の担当者および営業所長、営業所の運行管理者などをメンバーとする安全推進委員会やこれに本社管理職をメンバーに加えた現業長会議を開催しました。

この委員会では以下の項目について検討、方針決定、情報共有と意見交換をしました。

- ① 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標および計画の進捗状況の共有
- ② 関係法令および通達等の周知
- ③ 月内に発生した事故事例についての発生原因分析と再発防止施策の検討
- ④ 事故再発防止教育の立案と実施状況の共有
- ⑤ ヒヤリ・ハット情報の収集状況と分析、共有事項の検討
- ⑥ 小田急グループや県内同業他社における事故事例・再発防止施策の共有
- ⑦ その他必要事項につき意見交換

(7) 設備投資関係

輸送の安全に関する設備投資として、乗合車両10両(内2両はEV車両を導入)と貸切車両1両を導入いたしました。この車両はEDSS(ドライバー異常時対応システム)を装備した安全性の高い車両です。

乗合車両室内にはお客さまの手荷物を収納できるラゲッジスペースを装備しており、車内空間を有効利用できるように配慮しております。(EV車両を除く)



(8) その他の安全への取り組み

① 運転士の班活動

各営業所では、主任運転士を班長として班を編成しており、年間の事故防止に向けた目標の設定と振り返り、事故事例情報や再発防止対策の共有などを行いました。

【設定した班別目標の例】

- ・営業事故(早発・経路間違い・遅発)ゼロの実現
- ・有責事故ゼロの実現
- ・車庫内での後退事故の撲滅

② 安全統括管理者による職場巡回

2月に安全統括管理者による職場巡回を実施し、現業係員との安全に関する意見交換を行いました。この時に出された意見をもとに、安全施策の検討や道路管理者等への要望の提出など、当社の輸送の安全性の向上に努めています。

③ 過労運転防止への取り組み

事故につながる恐れのある過労運転について、日々の勤務状況を集計し把握することで、必要に応じて勤務の変更を行うなど、適切な労働時間の管理に努めています。また運行ダイヤの見直しなどにより、乗務員の勤務環境の改善を図りました。

④ 危険バス停の解消

横断歩道や交差点に近接しているなどの理由で交通事故の危険性が高い、いわゆる危険バス停について、道路管理者および地域の関係団体等との調整を図り、バス停の移動や統廃合などを推進し、危険性の解消に努めています。中でも当社に残る最後のAランクバス停(小涌谷駅)については、地形的にバス停の移設が容易に行えないため、バス停を共用している他事業者や、道路管理者である県西土木事務所(小田原土木センター)、神奈川県警とも連携しながら対応を継続的に協議しています。同時にB・Cランクのバス停についても周辺の自治会や地権者の方と協議を重ね、移設などを進めております。

⑤ コンプライアンス意識の向上について

入社時研修等において、小田急箱根グループの従業員としての行動基準や社会的責任などについての教育を行い、コンプライアンス意識の醸成およびCSR活動実践のための行動力の向上に努めました。

また、昨年度に引き続き「安全マネジメント研修」の中で、全従業員がeラーニング

形式により「小田急グループコンプライアンスマニュアル」の理解度を深める取り組みを行いました。今年度は「事故防止への積極的取り組み」と「ハラスメント」について重点的に取り上げました。

3. 輸送の安全に関する計画

(1) 教育計画

- ① 国土交通省が定めた「自動車運送事業者が運転者に対して行う一般的な指導及び監督の指針」を網羅した年間教育計画を作成し、輸送の安全性向上を目的に全従業員を対象に教育を実施します。
- ② 上記①の指針に沿ってテーマ設定と教材の作成を行い、その教材を用いて各営業所の運転士に統一的な教育を実施します。また、運行管理状況に即した教育を全運転士に実施します。
- ③ 自動車教習所など外部機関との連携、外部研修機関への派遣などを通して、指導職にある従業員、事故惹起者、高齢運転士、スキルアップを必要とする運転士など、それぞれに必要な技能・知識を向上させることを目的とした特別な教育を実施します。
- ④ 安全運転訓練車を活用し、運転技能向上の教習を計画的に実施します。
特に、初任運転士教育での安全意識の醸成や基礎的な運転技術の育成、中堅層以上の運転士に対するスキルアップ教育に注力します。
- ⑤ ドライブレコーダーの映像やデジタルタコグラフを活用し、事故防止教育や危険予測訓練を実施します。
- ⑥ 教育実施後の浸透度、習得度を把握するため、本社管理部門担当者、運行管理者等が添乗指導、街頭指導を実施します。
- ⑦ 運行管理者、補助者の飲酒運転防止インストラクターの資格取得を推進します。
- ⑧ 身体などにハンディキャップをお持ちのお客さまも安心してバスをご利用いただけるよう、従業員に必要な知識を身につけさせ、必要なお手伝い（介助）ができるよう取り組みます。

(2) 設備投資計画

バリアフリー対応ワンステップ・ノンステップバスを9両（内EV車両2両）導入する予定です。

(3) 要員計画・健康管理

- ① 運転士の採用を強化し、適切な要員の確保に努めます。
- ② 日々の勤務状況を集計し把握することで、過労運転が懸念される運転士は、勤務内容の変更や休暇取得の促進をするなど適切な労働時間の管理に努めます。
- ③ 健康状態の把握と管理
定期健康診断を通して従業員の健康状態を把握するとともに、有所見者については健康保険組合等と連携し、生活習慣の見直しや治療開始・継続などのフォロー、また必要に応じて、精密検査や産業医との面談を実施することで、健康状態や身体機能の低下を原因とした事故の未然防止に努めます。

④ SAS（睡眠時無呼吸症候群）検査・脳MRI検査の実施

運転士を対象としたSAS簡易検査および脳MRI検査を受診計画に沿って実施します。検査結果に基づき、精密検査から治療開始・継続までのフォローを行います。

(4) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

この制度は、貸切バス事業者の安全性や安全に対する取り組み状況について、公益社団法人日本バス協会が評価認定を行うものです。当社は2016年・2018年・2020年・2022年・2024年と5回にわたり最高ランクである「三ツ星評価」を取得いたしました。

この三ツ星評価の実績を活かし、お客さまに安全で快適な輸送を提供してまいります。



(5) 交通安全運動

全国に展開される交通安全運動に積極的に参加し、輸送の安全確保に努めてまいります。各運動期間中は経営トップの現場巡視に本社管理部門も同行することとで、運行管理状況等を把握のうえ指導を行います。

- ① 春の全国交通安全運動（2025年4月6日～4月15日）
- ② 夏の交通事故防止運動と夏季の輸送安全総点検（2025年7月10日～7月20日）
- ③ 秋の全国交通安全運動（2025年9月21日～9月30日）
- ④ 年末年始の輸送等に関する安全総点検（2025年12月11日～2026年1月10日）

なお、昨年度は、小田原警察署と「スタートかながわ」推進モデル校3校のご協力のもと、小田原営業所において、秋の交通安全運動から2025年3月末日まで生徒様による交通安全アナウンス放送及び車内ポスターの掲示を行い、地域の交通事故防止機運の醸成に努めました。



(6) 職場巡回

安全統括管理者が定期的に営業所・案内所など現業を巡回します。その際に所員らと直接コミュニケーションをとることでさまざまな情報や改善提案などを取得し、本社内で共有・検討して改善点を反映させることで安全施策の推進に取り組みます。

(7) 会議の開催

輸送の安全確保などに関する情報の共有、安全性向上に資する教育や運行管理の進捗状況の共有、本社経営陣と現業の意思疎通を積極的に行うため、下記の会議を開催します。

- ① 安全推進委員会・・・毎月1回
- ② 運行管理委員会・・・年4回の交通安全運動期間前

- ③ 現業長会議 …… 毎月 1 回
- ④ 事故報告会 …… 必要に応じて随時

4. 運輸防災マネジメント制度に関する基本的方針

《防災基本方針》

1. 人命最優先
災害時には、お客さまと従業員、関係者の人命とバスなどの安全を最優先に行動します。
2. 冷静に判断
異常時は、各社員が冷静に自らの選択肢を並べ、最善の道を考えて行動します。
3. 事業継続の確保
運行不能な場合には、早期運行再開に向け会社の重要機能・業務の維持・存続を図り、機能損失があった場合にはその早期復旧に努めます。
4. 地域社会への責任と貢献
各種行政機関や周辺交通事業者と連携して、公共交通としての実効性を確保します。

箱根登山バス株式会社

取締役社長 野村 尚廣

運輸安全マネジメント制度では、「自然災害は事業の安全を脅かすリスク」として捉えており、自然災害への対応力向上の取り組みを促すために、運輸防災マネジメント（2017年ガイドライン制定）を同制度の一部として位置づけています。

このことから、運輸安全マネジメント制度の創設により2006年に策定された当社の安全管理規程に基づく安全方針と同じ位置付けで、当社の防災基本方針を明示することによって、全社的取組みとその周知を図るもので、昨年度制定したものです。

防災は、輸送の安全確保に不可欠な要素ですが、いざというときに大切なのは、頭と体が直ちに反応するよう、必要な対応を全従業員が各自で身につけることです。

この防災基本方針により、統一的に事業者の意思及び方向性を弊社内に明確に示すことで全従業員が内容を十分理解し、事業者の風土・文化として定着するよう努めてまいります。

(1) 経営トップの責務

自然災害による被災前から被災直後の対応は危機管理そのものです。＝トップダウン体制事前の備え・計画運休の決定・経営資源（予算・要員等）の配分・優先再開事業の策定等を進めてまいります。

(2) リスク評価と態様に応じた対応

防災基本方針は、自然現象を起因とするすべての災害が対象です。特に、バス事業への影

響が大きい次のそれぞれにつき、対応マニュアル等を策定し、または策定を進めています。

① 雪害

事前予測がある程度可能です。最新の気象情報や発令される警報、交通状況をもとに、運行中に立ち往生に巻き込まれることや、自責他責を問わずスリップ事故に遭うことを防止するために、迅速で適切な運行可否の判断が極めて重要です。

② 台風等の風水害

事前予測がある程度可能です。最新の気象情報などをもとに、事前に行える必要な準備を可能な範囲で実施し、台風等の進路や勢力等から計画運休も視野に入れた運行可否の判断を適切な時期に行うことが重要です。

③ 地震災害・津波災害

発生の事前予測ができません。そのため、予め事業への最大の影響を想定しておくことが必要になります。併せて、平時からの備えと発生直後の初動対応が極めて重要です。

④ 火山災害

当社営業区域にある箱根山の大涌谷は、数年に一度火山活動が活発化します。最近では2019年に噴火警戒レベルが2（火口周辺規制）に引き上げられ、一部路線が運休しました。現在は、火山ガス濃度の上昇は行政を通じて小田急箱根グループ全体にリアルタイムで共有されるため、有事の際にいち早く対応することが可能です。

なお、当社ではこのうち②③④について当社独自のハザードマップを整備して全車両に装備しており、有事の際に活用できる体制を取っております。また、①②については事前予測に基づいてこれまでも実際の発生時に警戒態勢を取り対応に当たっており、都度問題点を洗い出し、内容を協議して改善に努めております。

(3) 事前の備え：平時からの備えが不可欠です。

① 計画的装備：リスク評価の最大被害をもとに、必要な事前準備のレベルと内容を検討しています。

- ・防災品・燃料・食料等の備蓄
- ・避難施設の準備
- ・宿泊場所の確保
- ・非常電源の配備 など

② 緊急連絡網：従業員の携帯電話番号情報は最新の情報に更新しています。

→個人情報保護に配慮しつつ、有事の際に確実に持ち出せる必要があります。

③ 緊急参集するための交通手段：大地震発生後は徒歩に限られる可能性があります。

→参集可能な従業員がどの程度いるかをリスト化するなどして把握に努めます。

④ 防災マニュアルの整備：防災意識の向上につながり有意義です。

→以前から災害の種類ごとに整備していますので、必要に応じ内容を更新します。

⑤ 事業継続計画（BCP）：防災を経営に必要な事業活動と捉えることが重要です。

→予めリスクを見積もる過程が大切です。当社には2018年制定の地震想定初版がありますので、内容の更新とブラッシュアップに努めます。

⑥ タイムライン：次の局面ごとにリスク評価を実施します。

ア. 平時の準備 イ. 直前の準備（地震を除く）ウ. 直後の応急 エ. 復旧（事業継続）

（４）代替性の確保

①ハード面

地盤・海拔・崖崩れの恐れ等から災害発生時にも事業を継続できる拠点を予め用意することが必要です。原則として本社運輸部（小田原市）が拠点ですが、津波の発生などにより本社の機能が失われてしまった場合などは、箱根山崎営業所（足柄下郡箱根町）が拠点となります。

②ソフト面

地震や津波発生による被害が甚大な場合、従業員は自身を含めた家族の安否や安全確保、救出・家屋の復旧や避難先の確保等が最優先で、すべての従業員が被災前と同様に就業することは困難です。特に乗務員が心理的不安を抱えたまま乗務に就くことは、事故に繋がる恐れがあるため極力避ける必要があります。

そのため、被害が比較的軽い従業員を一時的に移動させて就業させること等も想定して検討する必要があります。また、事業への影響を最小限にするため、以下の項目を加味して検討する必要があります。

ア. 運行台数の確保が困難な場合等は単独路線の復旧を優先にする。

イ. 観光路線より生活路線の復旧を優先にする。

ウ. 他社との競合路線は、状況により優先順位を下げる。

（事前に災害時における輸送に関する協定等を結ぶ必要性がある）

エ. 状況により案内所は閉鎖し、所属員を営業所機能の維持のために優先配置する。

③留意点

ア. 交通・通信断絶の場合、経営トップが直接全社に指示を発出できないリスクがあるため、対策を講じる必要があります。

・経営トップが参集できない場合に、運輸部長が代理を務め、総指揮を執ります。

・経営トップが社外から参画できるよう I C T（情報通信技術）の活用を検討します。

イ. 雪害や台風等の風水害のように、ある程度の事前予測が可能な場合、要員の近隣ホテル等への事前宿泊を検討します。

ウ. 通信手段をあらかじめ複数準備しておく必要性を検討します。

現状では業務用無線（基地局・移動局）や小田急箱根グループ共通の I P 無線を装備しています。

（５）発災直後の初動対応

迅速な初動は、利用者と従業員の安全確保と被害軽減を図り、事業の早期回復・継続に速やかにつながるために重要です。

- ① 運行継続の可否判断（原則は全車両運行を中止）
- ② 避難（お客さま・従業員の安全の確保→安否確認）
- ③ 要救助者の救助・負傷者の救護
- ④ 災害対策本部の立ち上げと参集要員の動員
- ⑤ 被害の情報収集と利用者への発信

発災時にこれらの初動を迅速に行えるように、次の事項が必要です。

- ・事前準備＝平時の備え（前述）
- ・具体的シミュレーション・訓練（特に事前予測が不可能な地震・津波について）

（6）関係者との連携

平時から連携体制を構築し、「顔の見える関係」を築くことが重要です。

- ① 地方自治体との連携：防災担当の部署との関係を構築するよう努めます。
- ② 国の行政機関との連携：救助要請や被災地支援要請のため平時より緊密な連携が必要です。
 - ・警察・消防（緊急時の救助要請）
 - ・国交省／関東運輸局／神奈川運輸支局（TEC-FORCEの派遣要請）
- ③ 他の交通事業者との連携：被災時の迅速な代替輸送確保のために近隣やグループ等の交通事業者各社との連携が必要です。

（7）お客さまへの情報発信

有事の際に、動けない車内にお客さまが待機するケースや、バス停でお客さまが長時間にわたりバスを待ち続けるケースなどが想定されます。お客さま等の安全を確保するとともに、お客さまが安心を得られるよう、的確な情報発信の内容と迅速性が重要です。

- ① 車両にいる運転士やお客さまには、対策本部で集約した情報を業務用無線で共有します。
- ② 運転士はお客さまにこの情報をもとに、きめ細やかな情報提供をします。
 - ・自車両の置かれている状況・被害状況と道路状況など
 - ・運行再開の見通し・復旧状況など
 - ・周辺交通の情報・代替交通の案内など
- ③ バス停でお待ちのお客さまからの問い合わせも②に準じて対応します。
- ④ 当社の運行情報は、「箱根ナビ」の運行情報により速やかに公表するよう努めます。
（原則として営業所ごと、被災規模によっては災害対策本部で統括対応）
- ⑤ 具体的な情報提供は多言語で対応できるよう検討します。
直接対応は翻訳機や翻訳アプリ等を活用できるよう検討します。

（8）教育と訓練

- ① 自然災害対応の教育では、簡潔で理解しやすい実践的な内容で基本である心構えや手順を習得するよう努めます。
- ② 実践的な訓練は異なる災害態様（地震・風水害・火山噴火等）の訓練シナリオを企画し、適時内容を変えながら実施するよう努めます。
- ③ 経営トップも訓練には参加し、振り返りは直後に実施するよう努めます。
- ④ 地方自治体等が主催する訓練には積極的に参加することを心がけております。

(9) 見直しと改善

- ① 年1回は、内容の見直しを図るPDCAを機能させ、ブラッシュアップを図ります。年度末の安全マネジメントレビュー会議で併せて実施します。
- ② 実際に自然災害が発生しない限り、取り組みの成果が見えにくいので、実際の自然災害に遭遇した同業他社などの取り組み事例を学び、「他山の石」として自社の取り組みに反映させるよう努めます。

5. 国土交通省告示第1337号に基づき公表する安全情報

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項 【別紙1】

6. 安全管理規程

【別紙2】のとおり安全管理規程を制定しており、届出を行っております。

7. 輸送の安全に関する組織体制および指揮命令系統

【別紙2】「安全管理規定」内、安全管理組織体制および運輸部緊急時連絡系統図

8. 安全統括管理者

常務取締役 村上 建喜 (2020年4月1日選任)

9. 輸送の安全に関する内部監査および改善措置について

- (1) 安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全管理の実施状況等を点検するため、少なくとも1年に1回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施します。

また、重大な事故・災害等が発生した場合や同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施します。

- (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じます。

10. 安全性に関する実績と予算

輸送の安全性向上を目的として取り組んだ実績額および予算は次のとおりとなります。

(単位：千円)

	設備投資	安全に対する費用	合計
2024年度実績	339,588	38,161	377,749
2025年度予算	366,600	41,255	407,855

11. 2024 年度事故統計（自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故）

運 転 事 故	1 件
車 両 故 障	22 件※

※すべて一般乗合旅客運送に係るもので、一般貸切旅客運送に係る車両故障はありません。

以 上

一般貸切旅客自動車運送事業者が報告すべき事項（2025年3月31日現在）

1. 事業者ごとの情報

- | | |
|--------------------------------|----------------------|
| (1) 事業者名 | 箱根登山バス株式会社 |
| (2) 代表者役職 | 代表取締役社長 |
| (3) 代表者氏名 | 野村 尚廣 |
| (4) 許可年度 | 2002年度 |
| (5) 許可に付された条件の内容 | なし |
| (6) 主たる事務所の住所 | 神奈川県小田原市東町 5-33-1 |
| (7) 自動車車庫の箇所数 | 2箇所 |
| (8) 休憩・仮眠施設の箇所数 | 2箇所 |
| (9) 届出運賃・料金の種別 | 公示運賃 |
| (10) バス協会等への加入状況 | 日本バス協会（神奈川県バス協会）に加入 |
| (11) 任意保険の加入状況 | 全車両加入済（対人・対物とも無制限） |
| (12) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計 | |
| ・ 死亡事故件数 | 0件 |
| ・ 重傷事故件数 | 0件 |
| ・ 軽傷事故件数 | 0件 |
| ・ 物損事故件数 | 0件 |
| ・ 事故報告書提出件数 | 0件 |
| ・ 健康起因事故件数 | 0件 |
| (13) 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置 | |
| ・ 直近3年間の運輸安全マネジメント評価の実施状況 | 実施済 |
| ・ 直近3年間の運輸安全マネジメントセミナーの受講状況 | 受講済 |
| (14) 輸送の安全にかかわる内部監査の実施について | |
| ・ 今年度の実施回数 | 1回 |
| ・ 対象者 | 取締役社長、常務取締役、取締役運輸部長、 |
| ・ | 課長 |
| ・ 監査結果（指摘の有無） | 無 |

2. 営業所ごとの情報（貸切業務のある営業所）

(1) 小田原営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- | | |
|------------------|-----|
| ・ 正規雇用の運転者の人数 | 16人 |
| ・ 正規雇用以外の運転者の人数 | 7人 |
| ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 | 19年 |
| ・ 教育・研修の年間実施回数 | 9回 |

② 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者の人数 12人（うち運転者と兼職している者1人）
- ・ 運行管理補助者の人数 2人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 教育・研修の年間実施回数 9回

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 整備管理補助者の人数 14人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 教育・研修の年間実施回数 3回

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

	車両数	最古年式	最新年式	平均車齢	ドラレコ 搭載車両	ASV 搭載車両	ASV 後付	主な運行態様
大型	7台	2015年	2020年	8.1年	7台	7台	0台	観光輸送(昼間)
中型	2台	2023年	2023年	2.0年	2台	2台	0台	学校・企業送迎
小型	2台	2023年	2024年	1.3年	2台	2台	0台	学校・企業送迎

⑤ 初任教育者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導の詳細

本年度該当者なし

(2) 箱根山崎営業所（神奈川県所在）

① 運転者に係る情報

- ・ 正規雇用の運転者の人数 17人
- ・ 正規雇用以外の運転者の人数 5人
- ・ 正規雇用運転者の平均勤続年数 16年
- ・ 教育・研修の年間実施回数 9回

② 運行管理者に係る情報

- ・ 運行管理者の人数 5人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 運行管理補助者の人数 4人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 教育・研修の年間実施回数 9回

なお、上記それぞれについて運転者と兼職している者はいない。

③ 整備管理者に係る情報

- ・ 整備管理者の人数 1人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 整備管理補助者の人数 9人（運転者と兼職している者はいない）
- ・ 教育・研修の年間実施回数 3回

④ 事業用自動車に係る情報（貸切登録車）

	車両数	最古年式	最新年式	平均車齢	ドラレコ 搭載車両	ASV 搭載車両	ASV 後付	主な運行態様
大型	0台	—	—	—	—	—	—	—
中型	0台	—	—	—	—	—	—	—
小型	2台	2015年	2016年	9.4年	2台	0台	0台	その他

⑤ 初任教育者に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導教育の詳細

対象者 1名（車種区分：小型）

入社日 2024. 12. 16

実技指導開始日 2024. 12. 16

ルート 貸切契約輸送の運行区域

箱根湯本駅～箱根湯寮（温泉施設）

実技指導の具体的内容 専任教官らの添乗による運転実技教育

- ・車両の特性/感覚/死角/隘路走行など基本的事項
- ・滑らかな発進・停止/坂路における発進・停止
- ・車両別変速方法（AT/AMT）と変速による減速方法
- ・減速方法（フットブレーキ/排気ブレーキの併用）
- ・運行経路上の走行訓練（事故多発地点等の理解）
- ・狭隘路における離合の注意点
- ・旅客扱い時の注意点など 20 時間以上実施

指導主任運転士が添乗して上記と同ルートで営業運転

※20 時間以上実施

※このほか法令で定められた座学教育・危険予測訓練・車両特性等の知識教育を
所定時間以上実施している。

見きわめ日/乗務員選任日 2025. 2. 19

営業運転開始日 2025. 3. 11

教育実施の様子



座学教習



営業運行区域内における走行訓練

以上

【別紙 2】

安 全 管 理 規 程

箱 根 登 山 バ ス 株 式 会 社

安全管理規程

目次

第1章	総則	2
第2章	輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	2
第3章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	3
第4章	輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	4

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条2及び旅客自動車運送事業運輸規則第2条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当社の一般旅客自動車運送事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 社長および役員は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

- 2 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善(Plan Do Check Act)を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

第4条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

第7条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
- 3 社長および役員は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 社長および役員は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

第8条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者
 - (2) 統括運行管理者
 - (3) 運行管理者
 - (4) 整備管理者
 - (5) その他必要な責任者
- 2 統括運行管理者は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内営業所を統括し、指導監督を行う。
 - 3 運行管理者は、統括運行管理者の命を受け、輸送の安全の確保に関し、管内各案内所を統括し、指導監督を行う。
 - 4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別紙(1)に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

第9条 取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。

安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
- (2) 身体の病気その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難

になったとき。

- (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全社員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- (3) 輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講ずること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第11条 安全統括管理者は輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 安全統括管理者は社長および役員と現場や運行管理者と運転者等との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別紙(2)に定める組織図による。

- 2 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長又は社内の必要な部局

等に速やかに伝達されるように努める。

- 3 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第一項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示を行う。
- 4 自動車事故報告規則（昭和二十六年運輸省令第百四号）に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

（輸送の安全に関する教育及び研修）

第14条 第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

（輸送の安全に関する内部監査）

第15条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。

- 2 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、社長および役員に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

（輸送の安全に関する業務の改善）

第16条 社長は安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のため必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講ずる。

- 2 社長は悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全の確保のための措置を講ずる。

（情報の公開）

第17条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該の目標の達成状況、自動車事故報告規則第二条に規定する事故に関する統計、輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統、輸送の安全に関する重点施策、輸送の安全に関する計画、輸送の安全に関する予算等実績額、事故、災害等に関する報告体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研修の計画、輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容につ

- いては、毎年度、外部に対し公表する。
- 2 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、原則として外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第18条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

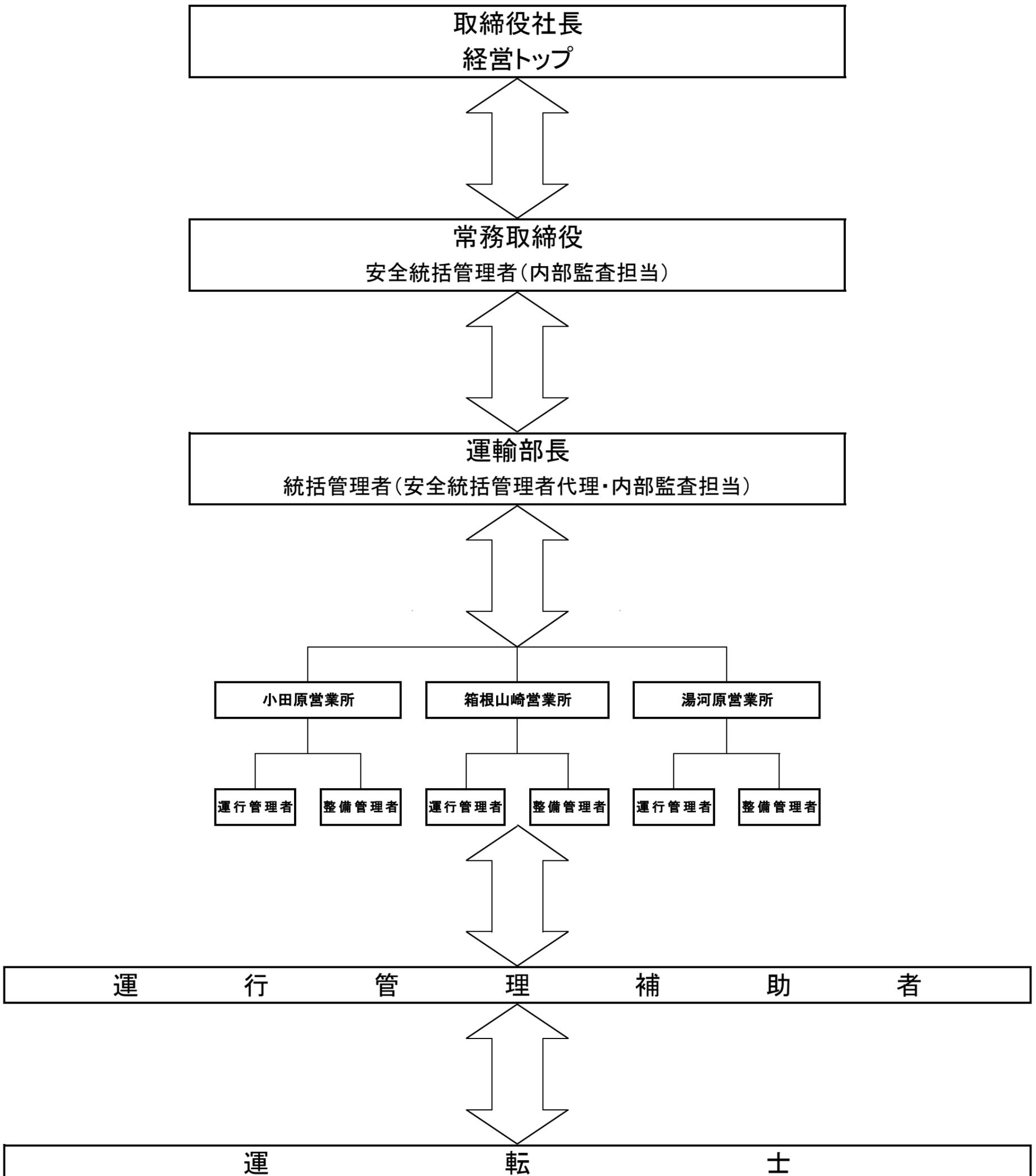
- 2 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成にあたっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。
- 3 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録の管理は運輸部とし、保存期間は5年間とする。

付則

この規程は、2006年10月1日より適用する。

安 全 管 理 組 織 体 制

箱 根 登 山 バ ス 株 式 会 社



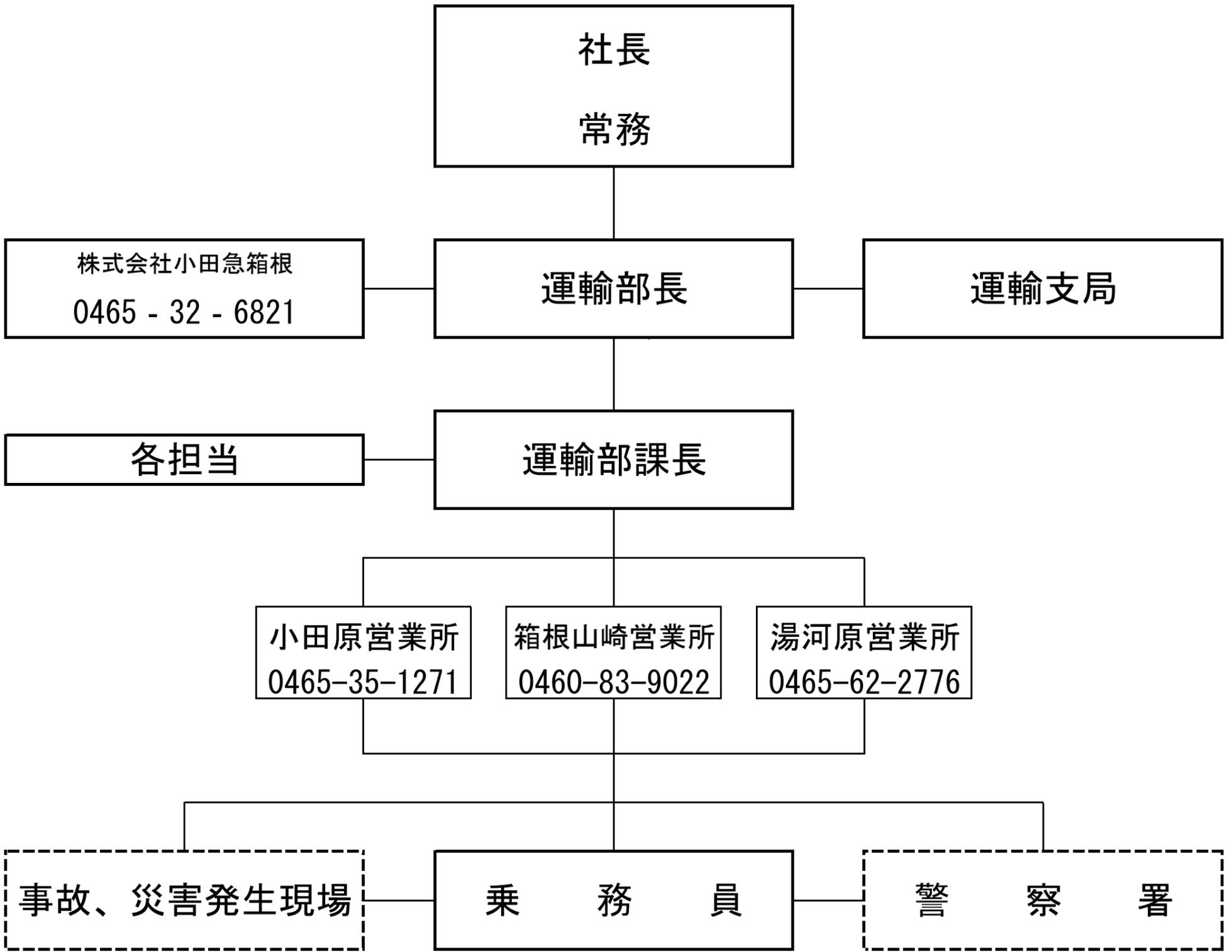
運輸部緊急時連絡系統図

別紙(2)

箱根登山バス株式会社

神奈川運輸支局（保安部門）
TEL. 045-939-6800
FAX. 045-939-3006

静岡運輸支局（整備課）
TEL. 054-261-7622
FAX. 054-262-4179



県西土木事務所（小田原土木センター）
0465-34-4141
県西土木事務所 0465-83-0331
沼津土木事務所（御殿場支所）
0550-84-6100
熱海土木事務所 0557-82-9156

小田原警察署 0465-32-0110
松田警察署 0465-82-0110
御殿場警察署 0550-84-0110
熱海警察署 0557-85-0110

訓練日： 7月10日（小田原安全の日）
12月13日（湯河原安全の日） 本社休業日実施

2024年4月1日現在